

十七条の憲法

604年、聖徳太子は十七条の憲法を制定しました。

これは政府と国民の関係を規律する法律ではなく、君主に対する、家臣や役人の道徳的な規範が示されており、行政法としての性格が強く、神道と仏教の思想が融合したものです。

原文はかなり難解なので、現代風に訳した十七条の憲法をご紹介します。

一条 話し合いを大切に、いさかいを起こさないこと。人は群れを作りたがるが、立派な指導者は少ない。目上の人に従わない人もいるし、隣の人といさかいを起こす人もいる。しかし、目上の人とも下の人とも、協調と親睦の気持ちを忘れずに議論を重ねれば、自ずから理解し合い、どんなことでも解決できるのだ。

二条 仏・法理・僧侶を敬わなければならない。それは生きとし生けるものの最後のよりどころであり、すべての生き物の究極の規範になるからである。生来の悪人は数少ない。正道に従うことは、仏の教えに従うことである。どんな世の中でも、いかなる人でも、この法理を尊び、仏の教えに依拠した正道を歩まなければならない。

三条 君主の命令を受けたら、謹んでそれに従いなさい。君主は天であり、家臣は地に当たる。天が地を覆い、地は天によって守られている。このようにして四季が巡り、万物の気が通う。もしもそれが逆になれば、世の中の秩序は破壊されてしまう。君主が言うことに家臣は従い、君主が行うことに、家臣は倣わなければならない。君主の命令を受けたら、人民はそれに従う。そうしなければ、国家社会の和は自滅してゆくことだろう。

四条 家臣は礼を重んじる精神を根本に持たなければならない。人民をおさめる基本は、礼にあり、上が礼を重んじなければ、下の秩序は乱れ、下の者が礼にかなわなければ、必ず罪を犯す者が出てくる。家臣たちに礼が保たれているときは、社会の秩序も乱れず、人民たちに礼があれば、国全体は安寧を保つことができる。

五条 役人は饗応や財物への欲望を捨てて、訴訟を厳正に審査しなさい。人民の訟は一日に千件を超す。一年には莫大な件数に達する。昨今の役人は賄賂を取ることが常識となり、賄賂の額によって申し立てを聞いているように思われる。これは役人の道に背くものである。

六条 勸善懲悪は、古くからの良いしきたりである。人の善行を見たらそれを称え、悪行を見たらそれを正しなさい。人にへつらい、欺く者は、国家を覆す武器となり、人民を滅ぼす剣となる。媚びへつらう家臣や役人は、上の者には下の者の過失を告げ、下の者には上の者の過失を誹謗するものだ。このような人は君主に忠義心がなく、人民に対する徳も持たず、国家の大きな乱れの原因になる。

七条 人にはそれぞれの任務がある。任務遂行に当たって、職務内容を忠実に履行し、権限を乱用してはならない。賢明な人が任務遂行すれば称賛の声が起り、邪念を持つ人が任につけば、災いや戦乱が起こる。生まれながら、すべてを知り尽くしている人は少なく、努力を重ねて一人前になる。事柄の大小にかかわらず、最適な人が得られれば、物事は収まる。時代の動きには関係なく、賢者が出れば豊かな世の中になる。これによって国家は長く繁栄と安泰を保つ。

八条 役人は、朝早くから出勤し、夜遅くまで仕事をしなさい。公務は多岐にわたるので、終日働いても終わることは難しい。遅刻すれば緊急の用に間に合わないし、早退すれば仕事を残すことになる。

九条 真心こそが物事の本質である。真心が全てのことに勝る。物事の善悪や成否は全て真心の有無にかかっている。家臣や役人たちに真心があれば何事も達成できる。真心がなければ全て失敗に帰すであろう。

十条 心の中の憤りを抑えて、それを表情に出してはならない。他人が自分と違うことをしても怒ってはならない。人はそれぞれに考えがあるし、そのその考えに従った行動をとる。自分が良いと思っても、相手は悪いと思うこともあるし、その逆もある。自分が正しくて、相手が間違っているとは限らない。お互いに賢くもあり、愚かでもある。従って、相手が憤っているときは、自分に非があるのではないかと考えるべきだ。自己中心にならず皆の意見を聞いて行動することも大切である。

十一条 役人たちは功績と過ちをよく調べて、それにみあう賞罰を行うこと。近頃の賞罰は必ずしも適切とは言い難い。指導的な立場にあり役人は、賞罰を適正かつ明確に行うべきである。

十二条 役人は勝手に人民から税をとってはならない。国に二人の君主はなく、人民にとって二人の主人などいない。国内のすべての人民にとって、君主だけが主人である。役人は任命されて政務に当たっているのであって、みな君主の臣下であるから、人民から私的な徴税をしてはならない。

十三条 全ての役人は、前任者と同じように職掌を熟知しなければならない。病気や出張などで職務の内容を詳しく知らない場合でも、それは言い訳にはならない。引継ぎがないから知らないと言って、公務を停滞させてはならない。

十四条 役人は嫉妬の気持ちを持ってはならない。自分が相手を嫉妬すれば、相手もまた自分を嫉妬する。嫉妬の輪廻は果てしなく続く。自分より英知が優れ、才能が勝っていると思えば嫉妬する。しかし、聖人、賢者といわれる優れた人材がければ、国を治めることはできない。

十五条 私心をすてて公務に励むのは役人の責務である。私心があるとき、恨みの心が起きる。恨みがあれば、必ず不和が生じる。不和になれば私心で公務を執ることとなり、結果としては公務の妨げになる。恨みの心が起これば、制度や法律を破る人も出てくる。上の者も下の者も協調、親睦の気持ちを持って論議しなければならない。

十六条 人を使う時にはその時期をよく考えなければならない。従って暇がある冬に人を使えばよい。春から秋までは、農耕・養蚕などに力を尽くすべきときである。人が農耕をしなければ何を食べていけばよいのか。養蚕がなされなければ、何を着たらよいのかを考えなければならない。

十七条 物事は一人で判断してはいけない。必ずみんなで論議して判断しなさい。特に重大な事柄を論議するときは、判断を誤ることもあるかもしれないので、みんなで検討すれば、道理にかなう結論が得られよう。ただし、些細なことは、必ずしもみんなで論議しなくてもよい。

戦後生まれの殆どの日本人は、アメリカによって、日本に民主主義がもたらされたと思い込んでいるのではないでしょうか。

日本は世界でも稀な多神教の国であり、全てのものに神が宿っており、神話の時代から八百万の神が全ての事柄を話し合いによって決めてきたという経緯があります。一神教では自分の信じる神以外は悪であり邪であり、これを滅ぼさなければなりません。一神教の世界では古来から現在に至るまで、何れが善であり、悪であるかを巡って、絶えず宗教戦争が起こっています。

多神教ではそれぞれの神が融和を保ちながら、役割を分担しているのです。日本では神道のみならず、他の宗教に関しても寛大です、誕生に神社を参り、朝夕神棚と仏壇に手を合わせ、教会で結婚式を挙げ、クリスマスを祝い、お寺で葬式を営みます。現在の日本では宗教間や宗派間における争いは全くありません。多神教こそが日本に平和を齎した元凶とも言えます。

古事記には、伊邪那岐尊、伊邪那美尊がこれらの八百万の神を創り、この二方の直系に当たる神武天皇が君主として日本を治めたと記されています。

建国から 1264 年後に当たる 604 年に、聖徳太子が制定したのが十七条の憲法です。第一条では、いさかいを起こさないためには、話し合いによって全てを解決することの重要性を説き、第五条では、汚職や贈収賄を禁じ、第十七条では、重要な事柄は独断専行せずに、話し合いによって解決すべきであるという、日本独特の民主主義、即ち「和の心」が説かれています。

民主主義は建国 400 年の新興国アメリカから与えられたものではなく。日本には 1500 年も前から、このような素晴らしい民主主義が定着していたのです。